

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1

地域における
子育て支援

施策の方向 2

母子の健康
確保と増進

施策の方向 3

子どもの
健やかな成長
のための教育
環境の整備

施策の方向 4

子育てを支援する
生活環境の整備

施策の方向 5

仕事と生活の
調和の実現

施策の方向 6

児童虐待防止対策

施策の方向 7

障がいのある子どもの支援

1 障がいのある子どもに対する施策の充実

P.108

施策の方向 8

ひとり親家庭
の自立支援

施策の方向 9

子どもの
貧困対策

施策の方向

7

障がいのある子どもの支援

1 障がいのある子どもに対する施策の充実

(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

-現状と課題-

- 発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査等の充実に努めるほか、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問活動を行い、療育への円滑な移行を図っています。
- 子ども発達支援事業において、発達の遅れなどに心配のある子どもや、その家族に対し、発達相談や評価、療育支援等を行い、必要に応じて早期に療育へつなげる等の支援体制の確保を図っています。

-施策の方向-

- 乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。
- 日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、はこだて療育・自立支援センターや子ども発達支援センター等の機能を整備するとともに、診療・評価・相談・療育の一貫した早期療育ができる専門的支援の確保など、発達支援体制の充実に努めます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館子ども発達支援事業 (発達支援センター事業、専門支援事業)	市が指定した発達支援センターにおいて、障害児通所支援等を利用していない障がいのある子どもおよびその家族を対象に、個別の支援計画の策定、療育支援、家族への相談支援や保育所等の日常的に支援にかかる関係機関の職員等に対する支援を行うほか、医師などによる専門的な指導、支援を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	障がいのある子どもに関する知識・情報の提供	保健・医療・福祉・教育の各機関等が実施している啓発事業を通じて、障がいのある子どもを持つ保護者や療育関係者のみならず、一般市民にも障がいに関する情報等を提供する。	保健福祉部 障がい保健福祉課 子ども未来部 母子保健課
③	乳幼児健康診査	(再掲) P.58	子ども未来部 母子保健課
④	乳幼児健康診査 二次スクリーニング	(再掲) P.59	子ども未来部 母子保健課
⑤	乳幼児精密健診査	(再掲) P.59	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑥	乳幼児保健指導	(再掲) P.59	子ども未来部 母子保健課
⑦	障がい児訪問指導	障がいのある子どもの発達を支援するために、保健・医療・福祉・教育に関する情報を提供するとともに、保護者の育児不安の解消を図るために訪問指導の充実に取り組む。	子ども未来部 母子保健課

(2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進

-現状と課題-

- 障がいのある子どもの発達支援を進めるため、医療や療育の支援体制の整備に努めています。
- 適切な医療や医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した総合的な取組みを推進するとともに、各種サービスの量的拡大と質の確保を図っています。

-施策の方向-

- 障がいのある子どもおよびその保護者に対する相談支援体制を充実し、情報の提供および助言を行うとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関において相互に連携を図り、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた、質の高い専門的な支援を提供するなど、障がいのある子どもおよび保護者を支援する体制を整備していきます。また、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたっては障害児支援利用計画に基づき、相談支援の充実に努める。	保健福祉部 指導監査課 保健福祉部 障がい保健福祉課 療育・自立支援センター
②	放課後等デイサービス	小・中・高等学校に就学している障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等に学校や家庭と異なる場所で生活能力の向上、社会との交流等の観点から、単なる居場所としてだけではなく、日常生活に必要な訓練や指導などの療育、その他必要な支援を指定サービス事業所で行っており、対象児童が増加していることから、充実に努める。	保健福祉部 指導監査課 保健福祉部 障がい保健福祉課
③	日中一時支援事業	介護している家族が一時に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	子ども発達支援事業（発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	保育士や幼稚園教諭を対象とした発達障がい専門講座を実施し、各園に発達支援コーディネーターとして配置して、園全体による障がいのある子どもおよびその家族への支援体制の構築をめざす。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑤	軽度中等度難聴児補聴器購入等助成費事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入等に係る費用の一部を助成する。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑥	児童発達支援センター利用者負担（食費）軽減事業	児童発達支援センターを利用する児童がセンターにおいて食事の提供を受けた場合に支払う費用（食費相当分に限る）を対象に、児童の保護者が負担すべき食費の全部または一部を助成する。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑦	児童発達支援	就学前の身体・知的・精神障がい（発達障がいを含む）のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行っており、対象児童が増加していることから充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・療育・自立支援センター
⑧	医療型児童発達支援	就学前の主として肢体不自由児を対象に、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において、児童発達支援および治療を行っており、今後も充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・療育・自立支援センター
⑨	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもに対し、集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に、児童発達支援センター等の職員等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援を行うもので、平成27年度からは児童発達支援センターの必須事業となったことから、訪問支援の充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・療育・自立支援センター
⑩	はこだて療育・自立支援センター診療所	運動・精神発達や心の問題についての診察・検査・リハビリテーションなどを行う。 診療科：精神科、小児科、整形外科、リハビリテーション科	療育・自立支援センター
⑪	育成医療の給付	身体に障がいのある、または放置すれば一定の障がいを残すと認められる子どもで、手術等により確実に治療効果が期待できるものに医療費の給付を行うとともに、身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部支給などを行う。	子ども未来部 母子保健課

(3) 教育的支援の推進

-現状と課題-

- 発達障がいを含む障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、集団への適応や将来の社会参加と自立に向けて成長と発達を促し、一人ひとりの教育的ニーズにあった支援を行うため、教員を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について研修会を実施しているほか、特別支援教育サポートチームを設置し、各学校の教育的対応に関する助言を行ったり、特別支援教育支援員を配置するなど、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への学習や生活上の支援を行っています。
- さらに、平成25年度からは、特別支援教育巡回指導員を配置し、通常の学級に在籍し、特別な支援が必要と考えられる児童・生徒の早期実態把握や支援の方法、校内支援体制等についての指導・助言などの学校支援も行っています。
- また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担軽減のため、学校給食費等の支給も行っています。
- 今後も支援を必要とする児童・生徒への社会全体の理解が深まるよう、特別支援教育のさらなる充実や理解啓発に取り組むことが必要です。

-施策の方向-

- 函館特別支援教育研究会との連携を深め、研修に取り組むとともに、特別支援教育就学扶助を継続していきます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	子ども発達支援事業（発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	(再掲) P.110	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	ウィークエンド・サークル活動推進事業	(再掲) P.52	生涯学習部 生涯学習文化課
③	特別支援教育サポートチームの設置	市立幼稚園、小・中学校を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について、巡回相談などを通じて、専門的な意見の提示や助言を行っており、今後も継続する。	学校教育部 教育指導課 ・ 南北海道教育センター
④	特別支援教育支援員配置事業	市立小・中学校に在籍する、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、学校における日常生活上の介助や、学習支援を行う特別支援教育支援員を配置する。	学校教育部 教育指導課 ・ 南北海道教育センター

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、学校給食費や学用品・通学用品購入費など必要な支給を行う。	学校教育部 保健給食課
⑥	特別支援教育巡回指導員配置事業	市立小・中学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童・生徒に対して就学相談や就学後のフォローアップ訪問、巡回相談をとおして実態把握を行うとともに、各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して、学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員を配置する。	南北海道教育センター
⑦	特別支援教育に関する研修の充実	市立小・中学校の教職員を対象に、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応や検査方法、アセスメントの方法を研修し、実際の指導に活用を図る取組みを実施する。	南北海道教育センター

（4）保育所等における障がいのある子どもの保育等の推進

-現状と課題-

- 保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業において、障がいのある子どもの保育等を行っていますが、支援の一層の充実が求められています。

-施策の方向-

- 障がいのある子どもの保育等については、統合保育における療育効果や障がいの種類や程度に応じた適切な発達支援が期待できるうえ、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発においても重要な取組みであり、ニーズへの適切な対応が必要なことから、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境のもと子どもの状況に応じて実施することが必要であり、保育等に携わる職員の研修の充実や職員配置等に対する支援を推進していきます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	子ども発達支援事業（発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	(再掲) P.110	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	保育所等訪問支援	(再掲) P.110	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	私立幼稚園等における障がい児教育	私立幼稚園、認定こども園では、障がいへの理解を深めるとともに、療育を進めるため、健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れている。	子ども未来部 子どもサービス課
④	保育所等における障がい児保育	(再掲) P.42	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	放課後児童健全育成事業における障がい児保育	放課後児童クラブ（学童保育所）においては、可能な限り障がいのある児童の受け入れを行っており、市として障がいのある児童を受け入れるための施設改修や備品購入を支援する。	子ども未来部 次世代育成課